## 本号で公布された条例のあらまし

旅館業法施行条例の一部を改正する条例(埼玉県条例第三十二号) (生活衛生課)

趣旨

の基準を改めるとともに、 旅館業法等  $\mathcal{O}$ \_ 部改正を踏まえ、 規定の整備をするも 旅館業の施設  $\mathcal{O}$ である。 の衛生措置 の基準及び構 造設

一内容

─ 採光及び照明の措置基準を改正

(\_\_\_) ホテル営業  $\mathcal{O}$ 構造設備基準を削除 旅館営業の基準を元にホテル営業及び

旅館営業を統合した旅館 ・ホテル営業の 構造設備基準に改正

三 和式の構造設備基準の削除

(四) 旅館・ホテル営業の玄関帳場 %の受付台  $\mathcal{O}$ 数值基準 · を削

(<del>T</del>i) 直接面接せずに宿泊手続きを行う設備を有 しないという基準  $\mathcal{O}$ 

一 施行期日

公布の日